

呉市教科用図書採択関係資料の誤記等に関する 状況と改善策について

1 これまでの主な経緯

- 平成27年4月17日(金) 定例教育委員会会議で採択の概要について報告
- 平成27年7月17日(金) 定例教育委員会会議で採択
- 平成28年2月10日(水) 公開質問状の受取
- 平成28年2月12日(金) 呉市教育委員会で歴史的分野について調査開始
- 平成28年2月15日(月) 呉市教育委員会で公民的分野について調査開始
- 平成28年2月17日(水) 呉市HPに、誤記等が存在していた旨を公表
- 平成28年2月23日(火) 公開質問状の受取
教育長が選定委員会委員長に再調査を依頼
- 平成28年2月26日(金) 調査・研究委員会を開催し、再調査
呉市HPに、臨時教育委員会会議を開催し
対応を協議する旨を公表
- 平成28年2月29日(月) 調査・研究委員会部会代表校長が、選定委員会委員長に、調査結果を反映した「改訂版調査・研究報告書」を提出
- 平成28年3月1日(火) 選定委員会を開催
選定委員長が「改訂版 総合所見」を教育長に提出
- 平成28年3月3日(木) 3月臨時教育委員会会議を開催
採択結果への影響はないと判断
- 平成28年3月15日(火) 呉市HPに、改善策の取りまとめに着手した旨を公表

※ 詳細な経緯については、末尾に添付

2 本件誤記等に関する事実関係

(1) 誤記等の存在する資料

ア 平成27年度呉市教科用図書調査・研究委員会 総合所見
社会(歴史的分野), 社会(公民的分野)

イ 呉市教科用図書 調査・研究報告書
社会(歴史的分野), 社会(公民的分野)

※ 総合所見とは: 調査・研究の結果をまとめた資料

(2) 誤記等の種類及び数

ア 種類

(ア) 誤記載

記載されるべきではない事項等が、記載されていた。
本文を抜き出す際に、本文とは異なる記述がされていた。

(イ) 記載漏れ

記載されるべき事項等が、記載されていなかった。

(ウ) カウントミス

写真やイラスト、事例数などの数え方や計算が間違っていた。

(エ) 誤字・脱字

記述した漢字が間違っていたり、記述すべき文字が抜けていた。

イ 誤記等の数

	歴史的分野	公民的分野	計
誤記載	265	132	397
記載漏れ	277	47	324
カウントミス	257	23	280
誤字・脱字	44	9	53
計	843	211	1,054

(3) 誤記等の原因（具体例）と問題点

ア 誤記載

(ア) コピー・ペーストによるミス

具体例：歴史的分野視点②

「近代の日本と世界」で扱われている人物名

クロムウエル、ニュートン、ロック、モンテスキュー、ルソー、ジョージ・ワシントン、ルイ14世等、実際には教科書に掲載されていない人物を記載していた。

歴史的分野視点②では、調査・研究の方法の一つとして、「近代の日本と世界」で扱われている人物をリストアップすることにした。

その作業として、八つある出版社の中で、まず東京書籍、次に学び舎、清水の順に人物名を教科書からリストアップする作業を行った。

取り上げられている人数が多いため、その他の出版社については、リストアップした東京書籍の人物名をコピー・ペーストし、それを基に必要な者を加えたり、不要な者を削除したりする作業を行うことにしていたが、その作業が徹底できていなかった。

(イ) 機械的な処理によるミス

具体例：公民的分野視点⑧

補充的・発展的な教材の数と具体例，バランス

教科書で特設ページやコラムとして扱われている教材「よき国際人であるためには、よき日本人であれ」など、補充的・発展的に扱われていないものを記載していた。

公民的分野視点⑧では、調査・研究の際、教科書の中で、補充的・発展的な学習として、特設ページやコラムで扱われている教材をリストアップすることにした。

特設ページやコラムの教材には、「理解を深めよう」や「やってみよう」等、名前が付けられており、同じ名前のタイトルを補充的・発展的な内容の教材として、機械的に全てリストアップした。その結果、同じタイトルでも、実際には補充的・発展的な内容ではないものが含まれていた。

(ウ) パソコンでの入力ミス

具体例：歴史的分野視点⑥

主体的な学習につながる具体例

(正)「着眼点 (館の門や庭のようす・・・)」

(誤)「着眼点 (館の門や庭の様子・・・)」

教科書本文から抜き出しをする際に、教科書とは異なる記述をした。

歴史的分野視点⑥では、調査・研究の方法の一つとして、主体的な学習につながる具体例を教科書からリストアップすることにした。

その作業として、具体例を教科書から抜き出しパソコンに入力したが、平仮名であるべき所が漢字変換されたことに気付かなかった。

イ 記載漏れ

(7) 調査時の見落としによるミス

具体例：歴史的分野視点④

呉市や広島県に関わる資料の扱い

「中世の町並み (広島県立歴史博物館)」や「一向一揆の旗 (竹原市長善寺)」「闇市 (広島市)」を記載していなかった。

歴史的分野視点④では、調査・研究の方法の一つとして、呉市や広島県に関わる写真やコラム等の資料の扱いを全てリストアップすることにした。

その作業として、教科書の全てのページから該当箇所をリストアップしていったが、見落としによって記載漏れがあった。

(1) 機械的な処理によるミス

具体例：公民的分野視点⑧

補充的・発展的な教材の数と具体例、バランス

教科書で特設ページやコラムとして扱われている教材「ひとり暮らしをするならどこに住む？」という補充的・発展的な教材を記載していなかった。

公民的分野視点⑧では、調査・研究の際、教科書の中で、補充的・発展的な学習として、特設ページやコラムで扱われている教材をリストアップすることにした。

特設ページやコラムの教材には、「How to・・・」や「技能をみがく」等、名前が付けられているが、「How to・・・」の名前が付けられた教材の中で、「ひとり暮らしをするならどこに住む？」以外の教材は、補充的・発展的な内容ではなかったため、「How to・・・」の名前が付けられた教材は、全て補充的・発展的な内容ではないと考えてリストアップしなかった。

ウ カウントミス

(ア) 基準の曖昧さによるミス

具体例：歴史的分野視点⑨

「イラスト、写真等の資料の掲載数」

(正)	時代区分	写真	イラスト 絵	図表 グラフ等	地図 絵地図
	古代	1 1 4	2 3	1 6	1 9
(誤)	時代区分	写真	イラスト 絵	図表 グラフ等	地図 絵地図
	古代	1 5 1	2 4	1 2	1 7

歴史的分野視点⑨では、調査・研究の際、「イラスト、写真等の資料の掲載数」をリストアップすることにした。

その作業の始めに、指導主事から調査・研究委員に、「教科書の本編（巻頭・巻末を除く。）の、建物、文化財、人物等の写真、イラストや絵、図表やグラフ、地図と絵地図について、時代区分ごとに数を調べる」と指示を行った。その際、「写真」と「イラストや絵」の区別や「年表は図表に入れるのか」などの細かい基準は示さなかった。

実際の調査・研究では、地図の中に写真があるものや複数の写真等が一つにまとめられているものがあり、絵でカウントするのか、地図でカウントするのか、写真は1枚ずつカウントするのか、まとめて一つとカウントするのか明確でなく、指導主事の意図した内容とずれが生じた。

また、調査・研究委員会の中で、細かい基準について確認したり、別の調査・研究委員が数え直したりすることができなかった。

(イ) 調査時の見落としによるミス

具体例：歴史的分野視点⑩

「まとめ方の種類と具体例」

(正) 計 12

年表, 人物カード, ミニ伝記, レポート, 「ひとこと」作文, 意見交換会, 表, エッセイ, 図, 物語, スピーチ, 人物伝記

(誤) 計 11

年表, 人物カード, ミニ伝記, レポート, 「ひとこと」作文, 意見交換会, 表, エッセイ, 図, 物語, スピーチ

歴史的分野視点①では, 調査・研究の際, 「まとめ方の種類と具体例」をリストアップすることにした。

その中の「人物伝記」は, 見開き2ページの中に, 「人物カード」とともに示されていたことから, 見落としてしまった。

エ 誤字脱字

パソコンでの入力時の確認不足によるミス

具体例：公民的分野視点③

「文化交流, 国際貢献に関するコラム等の数」

(正) 「一東大阪の中小企業の高い技術力」

(誤) 「一東大阪の中小企業の大会技術力」

公民的分野視点③では, 調査・研究の方法の一つとして, 「文化交流, 国際貢献に関するコラム等の数」をリストアップすることにした。

その作業として, パソコンでの入力する際, 教科書の記述との整合を図りながら行っておらず, 入力ミスに気付かなかった。

【本件誤記等に関する問題点】

全ての種目において, 教科書の特徴を分かりやすくするために, 情報量の多い詳細な資料を作成した。特に社会科(歴史的分野, 公民的分野)においては, より特徴を分かりやすくするために, 事例や取り上げられた人物を詳しく調査した。詳細な調査には時間を要したため, 内容を確認する時間が十分でなかった。

そのため, 各調査・研究委員は, 自分が割り当てられた視点の調査・研究をするのが精一杯で, 担当者以外の者が, 調査し直したり, 数を確認したりする作業を十分に行うことができなかった。

また, 指導主事から調査・研究委員への指示が明確でなかったため, 基準が曖昧で, 数え方や, 調査する範囲等が指示した意図とずれてしまった。

さらに, 担当指導主事は, 社会科四つ全ての種目の部会の指導・助言を行っていたため, 自分の指示が調査・研究委員に正確に伝わっているか確認できなかった。

(4) 誤記等の発生防止に向けた課題

- ア 採択期間
- イ 確認の徹底と体制
- ウ 調査・研究のまとめ方等

3 課題解決のための改善策

(1) 採択期間の延長

十分な調査・研究と確認が行えるように採択期間を延長する。

採択：7月の定例教育委員会会議 → 8月の臨時教育委員会会議

これまでも採択期間については、一定の期間を設けてはいたが、情報量の多い詳細な調査・研究報告書等の資料を作成し、その確認作業を行うには、教科によっては十分な時間がなかった。

調査・研究報告書等の資料の改善を図るとともに、時間をかけて調査・研究を行うことで、複数の調査・研究委員での確認作業の時間を確保するため採択期間を延長する。

(2) 確認の徹底と体制の確立

(1)で述べたように、調査・研究報告書等の作成に係る確認をするための十分な時間を確保するとともに、調査・研究委員会においては、各種目の中で、各視点の担当者本人以外の委員による内容及び誤字脱字等の確認を徹底するよう正担当・副担当制の検討を行う。

(3) 調査・研究のまとめ方等の見直し

呉市では、採択に係る教育委員会会議での資料とするため、調査した内容の詳細まで記載する総合所見（調査研究の結果をまとめた資料）を作成していた。

しかしながら、内容も膨大で、教科書の特徴を捉えるのに時間がかかるような状況になり、かえって資料を分かりにくくしている面もあった。

また、他市町の資料を調べても、総合所見では、特徴を簡潔に述べているものが多い。

今後は、調査・研究の内容は、これまでと同じ形で進めていくが、総合所見については、教育委員に分かりやすいように、簡潔にまとめていく。そのための書式や構成等の見直しを図る。

また、これまで総合所見については、選定委員の指導主事と各教科の代表校長で原案を作成し、指導主事が選定委員会の中で提案・説明を行い、審議の上決定していた。

今後は、指導主事を選定委員から外し、選定委員の部会代表校長が原案を作成するとともに、部会代表校長が選定委員会の中で提案・説明を行い、審議の上決定するものとする。

これは、今後、指導主事を調査・研究委員に任命することにより、指導主事の役割をより明確にさせるためである。

※指導主事のかかわり方については、4（1）で記述

4 よりよい採択に向けてのその他の改善策

(1) 指導主事のかかわり方

教科の専門性を有する指導主事を調査・研究委員として位置付け、より専門的な視野から綿密な調査・研究が行えるようにする。

調査・研究の実務を担うため、選定委員会の委員としては位置付けない。

(2) 選定委員会と調査・研究委員会

ア 人数及び構成メンバー

(ア) 選定委員会

平成27年度については、校長11人、指導主事11人、学識経験者1人、保護者代表1人の合計24人であった。

今後は、より多様な意見が反映されるよう保護者代表を2人にするとともに、指導主事は選定委員としないものとし、14人態勢に改める。

	現行	改善案
学識経験者	1	1
保護者代表	1	2
校長会長	1	1
各部会代表校長	10 (小学校は9)	10 (小学校は9)
指導主事	11	0
合計	24	14

指導主事が選定委員から外れることになるが、選定委員会には各教科の部会代表校長が委員として参加しており、教科の専門性を生かした意見を反映することができる。

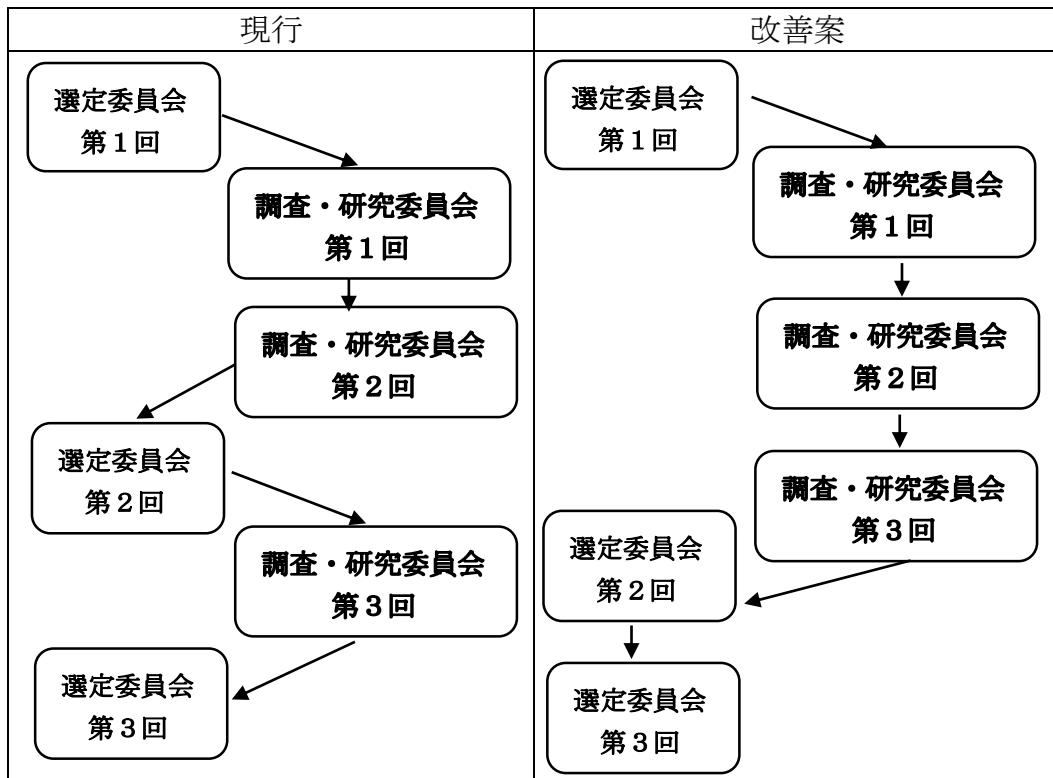
(イ) 調査・研究委員会

現在の教科用図書が発行種目ごとに8名以内の委員を維持するが、今後は、調査・研究委員に指導主事を任命する。

イ 選定委員会と調査・研究委員会の開催日程

これまでは、選定委員会と調査・研究委員会を交互に開催し、総合所見の作成前に中間報告を行ってきた。そのため、中間報告を作成するに当たって、時間的制約があり、確認作業を十分できない状況もあった。

今後は、選定委員会と調査・研究委員会が、調査・研究や審議を十分に時間をかけて行えるように、開催時期を次のとおりとする。



(3) 採択の方針及び手順

これまで、呉市では、採択の方針及び手順は「呉市教科用図書の採択に関する規程 第3条（小・中学校の採択の方針及び手順）」（昭和60年5月23日 呉市教育委員会訓令第4号）によっていた。今後は、より分かりやすくするために、別に定める。

【参考資料】

時 期	内 容
平成27年4月17日（金）	定例教育委員会会議で採択の概要について報告
平成27年4月27日（月）	採択基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
平成27年5月 1日（金）	選定委員，調査・研究委員の委嘱手続
平成27年5月 8日（金）	第1回選定委員会（観点決定）
平成27年5月19日（火）	第1回調査・研究委員会（役割分担等）
平成27年6月 3日（水）	第2回調査・研究委員会（中間報告の作成）
平成27年6月19日（金）	第2回選定委員会（中間報告の検討）
平成27年6月30日（火）	第3回調査・研究委員会（選定委員会の検討を受けて修正等）
平成27年7月10日（金）	第3回選定委員会（最終報告の審議）
平成27年7月14日（火）	教育長への報告
平成27年7月17日（金）	定例教育委員会会議で採択
平成27年7月17日（金）	公文書公開請求（市民から）の受取 【請求内容】 ①平成28年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項 ②「調査・研究報告書（最終）」（歴史的分野，公民的分野） ③平成27年度呉市教科用図書選定委員会総合所見（歴史的分野，公民的分野） ④選定委員会会議録（第1回～第3回）社会科の部分のみ
平成27年7月31日（金）	公文書公開決定通知書を送付（①～④を公開決定）
平成27年8月 5日（水）	公文書公開（文書を手交）（①～④の写しを交付）
平成28年2月10日（水）	公開質問状（呉母親連絡会）の受取 ※歴史的分野の総合所見の視点②（人物）について指摘を受ける
平成28年2月10日（水）	調査（呉市教育委員会） 質問された箇所について記載内容に誤記等があることが判明
平成28年2月12日（金）～	調査（呉市教育委員会） 歴史的分野の全ての視点について調査を実施
平成28年2月15日（月）～	調査（呉市教育委員会） 公民的分野の全ての視点について調査を実施
平成28年2月17日（水）	呉市HPにアップ 平成28年度使用教科用図書採択における社会科（歴史的分野）の総合所見において，調査研究を行った11の視点中，数点において誤記等が存在した旨を公表

平成28年2月23日(火)	公開質問状(教科書ネット・呉)の受取 ※歴史的分野, 公民的分野の総合所見の誤記等について再度指摘を受ける
平成28年2月23日(火)	教育長が選定委員会委員長に再調査を依頼
平成28年2月26日(金)	調査・研究委員会を開催
平成28年2月26日(金)	呉市HPにアップ 「平成28年度使用教科用図書採択における社会科(歴史的分野, 公民的分野)の総合所見に係る調査内容について」臨時教育委員会会議を開いて報告し, 対応を協議する旨を公表
平成28年2月29日(月)	調査・研究委員会部会代表校長が, 「改訂版 調査・研究報告書」を選定委員会委員長に提出
平成28年3月1日(火)	選定委員会を開催 選定委員会委員長が「改訂版 総合所見」を教育長に提出
平成28年3月3日(木)	3月臨時教育委員会会議を開催(公開) 社会科(歴史的分野, 公民的分野ともに)採択結果の変更なし
平成28年3月4日(金)	呉市HPにアップ 「平成28年度使用教科用図書採択における社会科(歴史的分野, 公民的分野)の総合所見に係る調査内容の報告及び協議結果について」を公表
平成28年3月14日(月)	呉市議会予算特別委員会の冒頭で, 教育長が経緯等を説明 その後, 議員1名(日本共産党)から教科用図書採択に係る質疑・応答
平成28年3月15日(火)	呉市HPにアップ 「平成28年度使用教科用図書採択における社会科(歴史的分野・公民的分野)の総合所見(調査研究の結果をまとめた資料)の誤記等に係る対応等について」(改善策の取りまとめに着手した旨)を公表
平成28年3月16日(水)	呉市PTA連合会三役にこれまでの経緯等を説明
平成28年3月17日(木)	呉市議会予算特別委員会総括質問において, 議員1名(日本共産党)から教科用図書に係る質疑・応答
平成28年3月18日(金)	公開質問状(教科書ネット・呉)及び抗議文(教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま)の受取
平成28年3月28日(月)	「公開質問状の回答について」(教科書ネット・呉)の書面(郵送)を受取(平成28年3月18日の公開質問状に対する回答を求める旨の要求)
平成28年3月30日(水)	平成28年3月28日受取の「公開質問状の回答について」について, 口頭で回答
平成28年4月28日(木)	「『公開質問状』への回答を求める請願書」(教科書ネット・呉)の受取